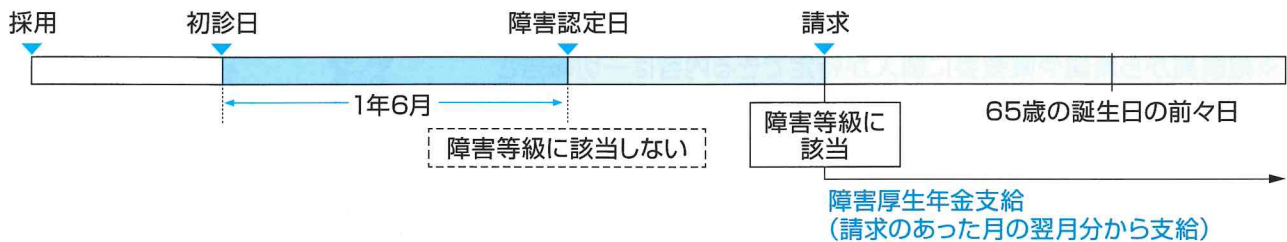


【事後重症制度】

障害認定日(原則として初診日から1年6月後)時点では障害年金の等級に該当しなかった場合でも、その後症状が悪化し、65歳の誕生日の前々日までに3級以上の障害に該当したときは、請求により障害厚生年金が請求のあった月の翌月分から支給されます。ただし、請求書は65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。



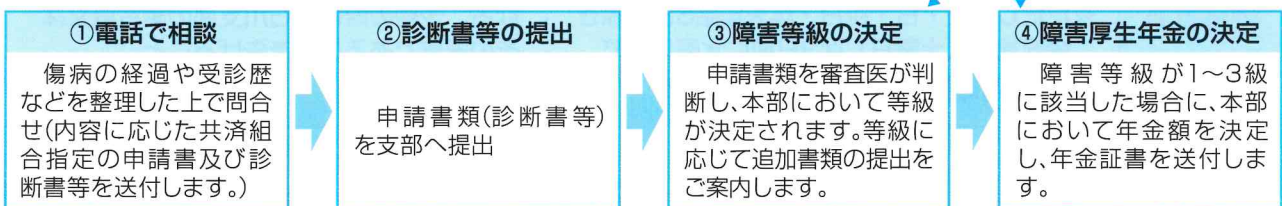
請求手続き

ご自身で気にかかる傷病等がある場合は、初診日と傷病名等を確認のうえ、共済組合にご連絡ください。状況をお伺いしたうえで、請求手続きに必要な書類を送付いたします。

❗ 初診日を確認するうえでの注意点

- 転院しているときは、転院前の最初に医師等の診療を受けた日を確認してください。
- 初診日は正確な傷病名が確定した日ではなく、誤診であっても最初に医師等の診療を受けた日を確認してください。
- 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病について医師等の診療を受けた日を確認してください。

決定にはそれぞれ約2～3か月ほど要します。



よくあるご質問

Q1 在職中であっても年金はもらえますか。

A1 在職中であつたとしても、障害認定の基準に該当すれば受給することができます。

Q2 傷病手当金を受給していますが、どうなりますか。

A2 傷病手当金(同附加金)を受給している期間において、同一の病気やけがで障害厚生年金(注)が受給できることとなった場合は、傷病手当金が調整されます。障害厚生年金等と調整されずに受給した傷病手当金がある場合は、調整のうえ、返還いただくこととなります。

(注)同一の傷病により、障害厚生年金と障害基礎年金の両方を受給することができるときはその合算額

Q3 人工関節の手術をしたので、もう治ったが、年金は請求できますか。

A3 ご本人が治ったから請求できないと思われるいても、在職中に初診日があり、障害認定の基準に該当する場合は、受給することができます。人工関節は初診日から1年6月を経過する前に挿入・置換した場合は、その日が症状が固定して、これ以上治療の効果が期待できない状態になった日(症状固定日)とみなされ、障害認定日となるため、1年6月を待たずに年金を請求し受給することができます(特例症例)。また、初診日から1年6月を経過した後に挿入・置換した場合は、事後重症により年金を請求し受給することができます。在職中に初診日がある方で、まだ障害年金の請求手続きをされていない場合は、当共済組合石川支部までご相談ください。